

消 防 予 第 368 号
令和 7 年 9 月 5 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

令和 7 年秋季全国火災予防運動の実施について

令和 7 年秋季全国火災予防運動については、令和 7 年 9 月 5 日付け消防予第 367 号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところですが、当該実施要綱に掲げる重点項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別添のとおりとりまとめましたので送付します。

なお、前回実施した令和 7 年春季全国火災予防運動期間において実施された行事等については「令和 7 年春季全国火災予防運動の実施結果について」（令和 7 年 6 月 26 日付け事務連絡）のとおりですので、これらを参考としながら各地域の実情に応じた効果的な運動の実施について検討いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県又は消防本部において実施した行事等の中で、他の参考として周知を希望する取組等があれば、消防庁予防課予防係（yobouka-y@ml.soumu.go.jp）まで、電子メールで情報提供をお願いします。情報提供の形式は問いませんが、参考様式を添付しますので適宜御活用下さい。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

令和 7 年秋季全国火災予防運動実施要綱の運用について

※下線は今季運動における主な追加箇所を示す。

I 重点推進項目

1 地震火災対策の推進

(1) 地域における火災予防の推進

ア 大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生するおそれがあること、消防力の不足、津波警報等により消火活動が困難な状態となること等から、木造密集市街地などでは大規模な火災につながる危険性が高くなる。このため、地震火災の予防が極めて重要であり、家具転倒防止対策をはじめ、耐震自動消火装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及を図る必要がある。

イ まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火や飛び火警戒の訓練、シミュレーションや DIG（Disaster Imagination Game, 災害図上訓練）を用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、住民の防災意識の向上を図る必要がある。

ウ 上記ア、イの広報啓発に当たり、別紙 1「地震火災を防ぐポイント」及び別紙 2「通電火災対策」を適宜活用されたい。

(2) 感震ブレーカーの普及推進

近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進する必要がある。

これに当たり、「感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について」（令和 7 年 3 月 28 日付け消防予第 140 号）を踏まえ、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、感震ブレーカーの普及推進に向けた具体的な計画を策定し、着実に取組を進めていくことが重要である。

また、住民への広報周知に当たっては、消防庁が作成する広報用映像及びリーフレット（別紙 3）等も活用されたい。

なお、地方公共団体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費については、特別交付税措置の対象とされていることに留意されたい。

2 住宅防火対策の推進

住宅火災における死者数は近年減少傾向であったが、令和 3 年より増加している。死者数を年齢別で見えていくと、65 歳以上の高齢者が 7 割を超える割合で推移している。また、死に至った経過を見ると逃げ遅れが半数近くを占めていることから、高齢世帯での火災の早期覚知と出火防止対策が重要である。

なお、周知広報活動等の実施に当たっては、別紙 4「住宅防火 いのちを守る 10 のポ

イント」等を活用されたい。

(1) 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理

住宅用火災警報器の設置については、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れているところであり、未だ設置率の低い地域を管轄する消防本部については、重点的に設置促進を図られたい。

また、住宅用火災警報器の維持管理に当たっては、設置後 10 年を経過するものが増加し（令和 7 年 6 月 1 日時点の調査で約 3 割）、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなる割合が増加していくことが懸念されるため、点検実施の促進、電池切れの警報音が鳴った場合の交換の徹底など、具体的な維持管理を行うための働きかけが重要である。

住民への広報周知に当たっては、消防庁が作成する広報用映像及びリーフレット等も活用されたい。

(2) 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進

住宅における出火防止や初期消火の対策には、安全装置が設置されている暖房器具、調理器具等の使用や、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の設置が有効であると考えられることから、これらの普及について積極的に推進することが重要である。

(3) 電気火災の危険性に係る広報の実施

住宅火災件数を出火源別に見たとき、電気に起因する火災は増加傾向にあり、令和 5 年中では最も多くなっている。特に、「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会報告書」（令和 6 年 3 月 28 日付け消防庁報道発表）で示したとおり、電気火災の約 8 割は電気器具の不適切な使用、維持管理不良によるものであることから、製品の取扱説明書に従い、正しく使用・管理することについて、消防庁が作成する広報用映像も活用しつつ、注意喚起することが重要である。

また、リチウムイオン蓄電池に起因する住宅火災の予防について、Ⅱ 2（1）を参考として、注意喚起をすることが重要である。

(4) たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

住宅火災による死者数を出火源別に見たとき、令和 5 年中で最も多いのがたばこであり、その中でも寝たばこに起因する死者が多く発生していることから、寝たばこをしないことや、喫煙する際には蓋付きの灰皿や水を入れた灰皿を使用し、たばこの確実な消火を行うこと、「住宅用火災・CO 警報器」の推奨など、たばこ火災の危険性に係る周知や注意喚起広報を実施していくことが必要である。

(5) 防災品の周知及び普及促進

住宅における出火防止や出火した際の拡大防止対策として、カーテンやじゅうたんに防災物品を、また、寝具や衣類等に防災製品を使用することを積極的に推進することが重要である。

3 林野火災予防対策の推進

令和7年2月には、岩手県大船渡市において延焼範囲約3,370haに及ぶ大規模な林野火災が発生し、3月には岡山県岡山市や愛媛県今治市など100haを超える大規模林野火災が相次いで発生した。「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(令和7年8月26日消防庁報道発表)では、林野火災の発生は人為的要因によることが多いことも踏まえ、林野火災に関する予防・警報のあり方についても提言がなされ、消防庁では次の通知を発出したところである。

- ・ 「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」(令和7年8月29日付け消防総第770号・消防技第84号・消防消第381号・消防予第382号・消防特第158号・消防災第131号・消防地第644号・消防広第303号・消防研第205号)
- ・ 「火災予防条例(例)の一部改正について」(令和7年8月29日付け消防予第383号・消防特第159号)
- ・ 「「林野火災の予防及び消火活動について(通知)」の改正について」(令和7年8月29日付け消防災第130号・消防広第299号・消防予第376号・消防特第157号)

林野火災は、例年、春先に増加するが、令和8年に向けた林野火災予防の実効性向上のため、上記通知を踏まえた林野火災注意報・林野火災警報の的確な発令、たき火の届出・火入れの許可申請の徹底、広報・啓発の強化などについて関係機関と連携して取組を推進し、林野火災に対する防火意識の醸成を図っていくことが重要である。

(1) 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

秋は空気が乾燥し始め、枯草が増えていく時季であるとともに、紅葉シーズンの入山者が増加する。また、冬から春にかけては降水量が少なく、空気が乾燥し、強風の吹くことが多くなり、林野火災の発生件数が増加する傾向にある。このような状況を踏まえて、林野周辺住民や入山者等に対して、その対象者に応じた火気の適切な使用などの火災予防の広報・啓発等を実施し、防火意識の高揚を通じた林野火災予防の徹底を図ることが重要である。

(2) 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールの実施などを通じて出火防止に努めることが重要である。

また、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令、たき火の届出を通じた林野火災予防の実効性を高めるため、これらの事項について火災予防条例に位置付けるなど所要の体制を整備することが重要である。

(3) 火入れに際しての手續等の徹底

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法(昭和26年法律第249号)第21条第1項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、火災予防及び火災の警戒上必要

な措置について徹底を図るよう指導することが重要である。

(4) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の実施

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を実施するとともに、林野関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努めることが重要である。

II 推進項目

1 防火対象物等における防火安全対策の徹底

(1) 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底

ア 飲食店における防火安全対策の徹底

近年、飲食店における火災件数は減少傾向であったが、令和3年から増加傾向である。飲食店では、こんろ等の火気設備からの出火が半分以上を占めており、その主な要因は火気を使用している場所から離れている間に出火したものである。また、調理油や壁・天井等に付着した油分等に急激に延焼拡大するケースが多く、水による初期消火は困難である。

これらのことから、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）に定めるとおり、飲食店の厨房設備の適切な使用・維持管理を徹底し、出火防止を図る必要がある。

また、「木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導について」（令和4年8月26日付け消防消第301号・消防予第423号）で通知しているとおり、火災が発生した場合に大規模な被害につながる危険性の高い地域においては「重点防火指導対象地域」に指定するとともに、同地域において、住民、自治会及び商店街組合等の地域関係者と連携し、重点的な防火指導を図られたい。

なお、周知広報活動の実施に当たっては、広報資料（別紙5）等を適宜活用されたい。

イ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

旅行者等、建物の避難経路等に不案内の者が多数宿泊する施設においては、夜間を想定した施設の実情を踏まえた避難訓練の実施、避難経路や防火戸等の避難管理の徹底等を図ることが重要である。

また、いわゆる適マーク制度（平成25年10月31日付け消防予第418号）を活用して、防火安全上重要な建築構造等を含めた法令への適合性を利用者に情報提供し、防火安全体制の確立を図ることが重要である。

なお、施設従業員が不在となるホテル・旅館等については、「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドラインについて」（令和7年3月28日付け消防予第135号）を活用し、利用者の避難安全の確保等を徹底されたい。

ウ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底

有床診療所及び病院は、夜間限られた職員で入院患者の対応をしているため、火災時の適切な対応が難しいことが想定される。このような状況下において、適切に対応するためには、「有床診療所等における火災時の対応指針」（平成 27 年 7 月有床診療所・病院火災対策報告書）や、「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル」（平成 30 年 3 月 30 日付け消防予第 258 号）を活用し、実践的な訓練指導を行うことが重要である。

また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）により、新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた既存の病院及び診療所のうち、未だ基準に適合していない防火対象物に対しては、時機を失することなく是正を図ることが重要である。

エ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

小規模福祉施設のうち、避難時に介助が必要な入居者が多い施設や夜間において入居者に対する職員の配置が少数である施設では、火災が発生した際に避難完了まで時間がかかることが想定される。

このような施設においては、人命安全確保のため、早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保とともに、消防法令遵守の徹底が特に重要であり、福祉部局、建築部局等の関係行政機関との連携強化に努めることが重要である。

また、避難誘導介助体制については、一時避難場所への水平避難を含め、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが重要である。

オ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進

多数の外国人来訪者や障害者等の利用が想定される場所においては、利用者の特性に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導が特に求められる。このため、「「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」等の改定について」（令和 7 年 1 月 30 日付け消防予第 31 号）に基づき、利用者の様々な特性に応じた対応等を推進していくことが重要である。

カ 直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び消防法令遵守の徹底

直通階段が一つの防火対象物は、火災時の避難について構造上のリスクを抱えているため、関係者に対し、「「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」の改定について」（令和 6 年 4 月 11 日付け消防予第 189 号）を活用し、実践的な訓練指導を図られたい。

また、全国火災予防運動の機会を捉えて、直通階段が一つの防火対象物が集中する市街地等の防火対象物について、重点的に立入検査を実施し、消防法令の遵守を徹底することが重要である。

キ 大規模な倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底

倉庫には大量の可燃物が保管されており、駐車場には燃料や樹脂製部品等の可燃物が

存在することから、出火した場合に、延焼拡大しやすい傾向にある。このため、平素からの火気、可燃物の管理が重要であり、火災が発生した場合には、従業員等が躊躇することなく適切な通報を行うとともに、消防用設備等により迅速かつ適切に初期消火を行うことが非常に重要である。

また、近年、従業員数が多い倉庫や、ロボット技術により作業の自動化を行う倉庫など、様々な特徴を持つ大規模倉庫が増えていることから、「大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドラインについて」（令和 7 年 3 月 28 日付け消防予第 134 号）を活用し、実効性のある防火安全対策の構築について指導されたい。

ク 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

国宝・重要文化財（建造物）等における防火体制の充実に向けて、消防庁では、訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を作成しているところであり、文化財等の関係者に対し、当該マニュアルに基づく実践的な訓練の実施を推進されたい。

また、工事等の際の出火防止対策等について、「文化財建造物等の防火対策に係る注意喚起等について」（令和 6 年 7 月 12 日付け事務連絡）を踏まえ、文化財建造物等の関係者に徹底を図られたい。

ケ 発電施設における防火安全対策の徹底

カーボンニュートラル等を背景として、バイオマス発電施設や太陽光発電施設の普及が進んでいるが、これらの施設における火災が散見される状況にある。これらの施設については、存置されている可燃物や設備等の特性上消火が難しいことから、「バイオマス発電のため指定可燃物として木質ペレットを貯蔵等する施設における自主保安の徹底について」（令和 6 年 2 月 20 日付け消防危第 36 号）や、「電気施設等における警防活動時等の留意事項について」（令和 6 年 4 月 26 日付け消防消第 122 号・消防予第 234 号・消防危第 119 号）を踏まえた対応を推進することが重要である。

(2) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に対し、「立入検査標準マニュアル」（令和 5 年 3 月 16 日付け消防予第 175 号）を踏まえ、重点的な立入検査を実施することが重要である。

また、当該防火対象物については、消防本部及び消防署が連携して確実な違反処理体制を構築し、消防法令違反の是正状況について進捗管理をすることが重要である。

なお、消防法令違反を覚知した場合は、「違反処理標準マニュアル」（令和 6 年 3 月 26 日付け消防予第 149 号）を踏まえ、早期の違反是正を指導し、指導に従わない場合は、躊躇することなく警告、命令等の厳格な措置を実施することが重要である。

2 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、自動車等や電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い身近な製品について、適切な使用・維持管理

の推進及び誤使用による火災の防止を呼び掛けるとともに、各関係機関から発信される情報を注視し、注意喚起情報を発信することが効果的である。

特に「令和 6 年中に発生した製品火災に関する調査結果」（令和 7 年 7 月 1 日付け事務連絡）で示したとおり、バッテリー及びバッテリーを含めた電気用品の割合が高いことから、リコール情報を広く発信する等、製品に起因する火災の再発防止を呼びかけることが重要と考えられる。

(1) 充電式電池に関する注意喚起

近年、リチウムイオン蓄電池等の充電式電池に起因する火災が増加傾向にある。こうした充電式電池に起因する火災の予防に当たっては、PSE マーク等が付された製品の購入、使用時の取扱説明書の遵守、電池の膨張などの異常が生じた場合の使用中止等の措置が有効である。

また、環境省においては、11 月をリチウム電池による火災防止月間として位置づけ、別紙 6 の取組が行われる予定である。不要となった充電式電池の不適切な処分により、ゴミ処理施設等での火災が発生していることから、環境部局等と連携し、住民に対し注意喚起されたい。

(2) ガストーチバーナーに関する注意喚起

近年、燃焼機器に係る製品火災においては、ガストーチバーナーに起因するものが多く発生し、接続部からのガス漏れや異常燃焼が原因で火災が発生している。

ガストーチバーナーによる火災については「ガストーチの安全な使用に関する調査の実施結果について」（令和 3 年 3 月 18 日付け事務連絡）を参考として注意喚起を図られたい。

3 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

地域のイベント、祭り等の多数の者が集合する催しにおいては、火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあることから、多数の者が集合する催しの開催を把握した際は、「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」（平成 25 年 8 月 19 日付け消防予第 321 号・消防危第 155 号）、「多数の者が集合する催しにおける照明器具に係る火災予防指導等について」（平成 28 年 11 月 9 日付け消防予第 337 号）を参考として注意喚起を図られたい。

4 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

乾燥時及び強風時には、出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線等を活用した火災予防の呼びかけとともに、水利の確認や、木造建築物の密集する地域等の、延焼拡大の危険性が高い地域を中心とした巡視を行うなど、火災に対する警戒を強化することが必要である。

5 放火火災防止対策の推進

(1) 放火火災に対する地域の対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが放火火災に対する

注意を心がけるとともに、行政機関、関係団体、事業所、町内会と住民が一体となって、放火火災対策に取り組むことが重要である。

具体的な対策として、屋外に可燃物を放置しないことや、自動車等のボディカバーに防災品を使用することが効果的であることを積極的に情報提供するとともに、放火が多発している地域では、関係機関と情報共有を図る等連携し、住民への注意喚起や巡回等により警戒を強化することが重要である。

(2) ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

ガソリンを用いた放火火災の発生抑止を図るため、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」（令和元年 12 月 20 日付け消防危第 197 号）を参考に、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うことが重要である。

III 周知広報活動等について

火災予防運動の周知広報活動等の実施に当たっては、次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的であると考えられる。

1 消防庁

- (1) 関係省庁・関係団体への協力依頼、各都道府県への本運動の周知
- (2) 各種メディアや広報媒体を通じた広報

2 都道府県

- (1) 関係部局・関係団体への協力依頼、各市町村への本運動周知
- (2) 各種メディアや自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報

3 市町村

- (1) 関係部局・関係団体への協力依頼

要配慮者のうち、特に一人暮らしの高齢者等で要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に取り組むことが効果的である。

- (2) 自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報や、その他各種媒体を積極的に活用した広報

住宅防火の推進に係る広報の実施は、各地域の具体的な火災危険性を周知して地域住民の理解を促しつつ、各種メディアや地域密着型の広報誌等を積極的に活用するとともに、町内会・自治会等の地域の会合を活用することが効果的である。

また、販売店と連携して感震ブレーカー、住宅用火災警報器、防災品や住宅用消火器などの広報活動に取り組むことも効果的である。

- (3) 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等との連携

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携して防火訪問等を行うことにより、地域住民の防火・防災に関する知識の習得や意識の向上を図ることが効果的と考えられる。

消防署からのお知らせです

地震火災を防ぐポイント

地震火災対策きちんと出来ていますか？



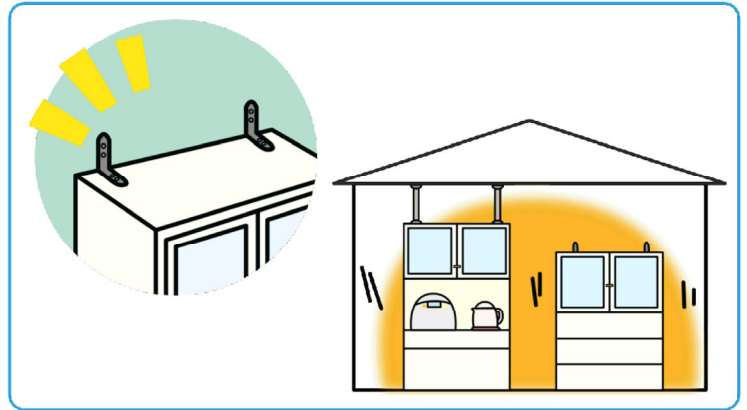
事前の対策



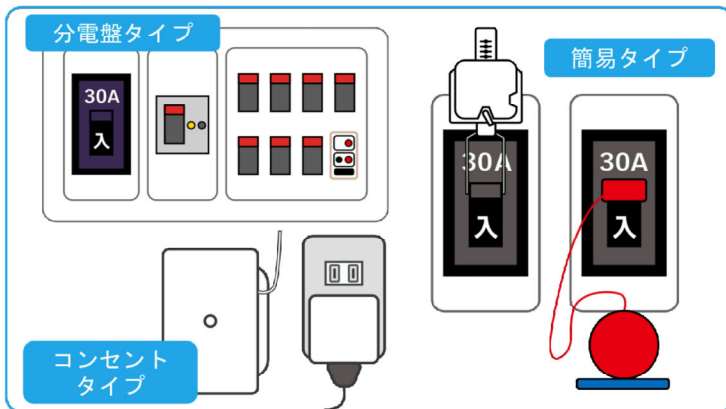
住まいの耐震性を確保しましょう



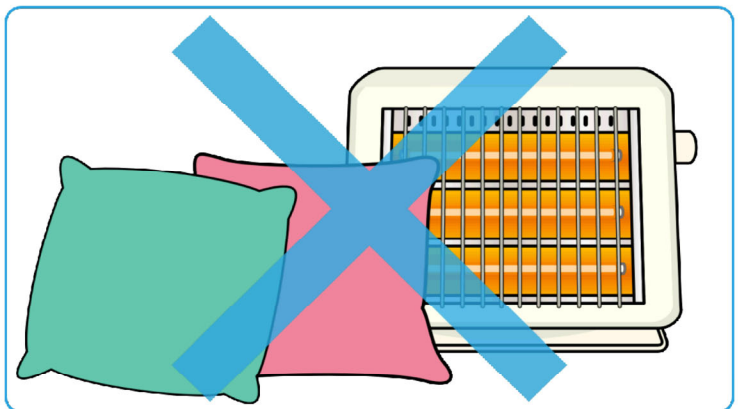
家具等の転倒防止対策（固定）を行いましょう



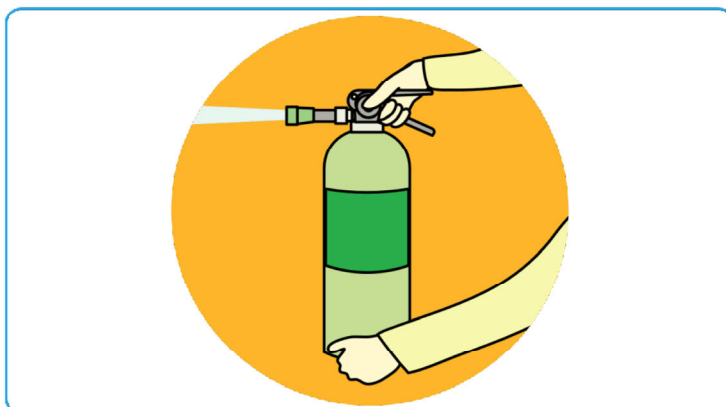
感震ブレーカーを設置しましょう



ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう



住宅用消火器等を設置し使用方法について確認しましょう



住宅用火災警報器を設置しましょう



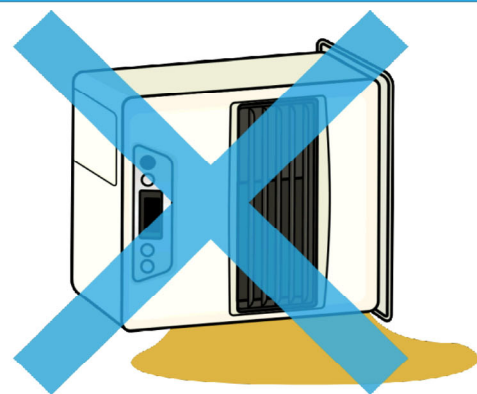
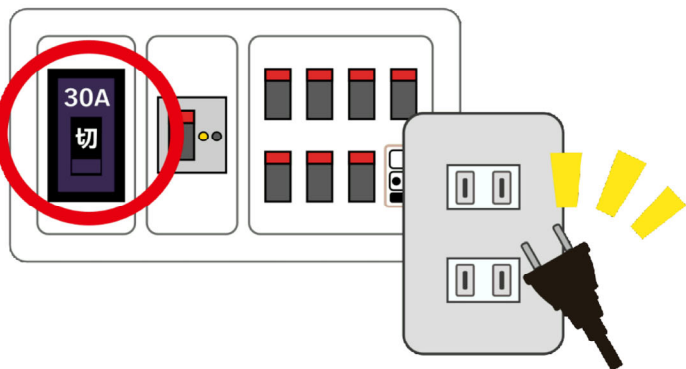
連動型住宅用火災警報器

※交換の際は連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器へ交換しましょう。
※設置場所については市町村条例で定められています。

地震直後の行動

停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう
避難するときはブレーカーを落としましょう

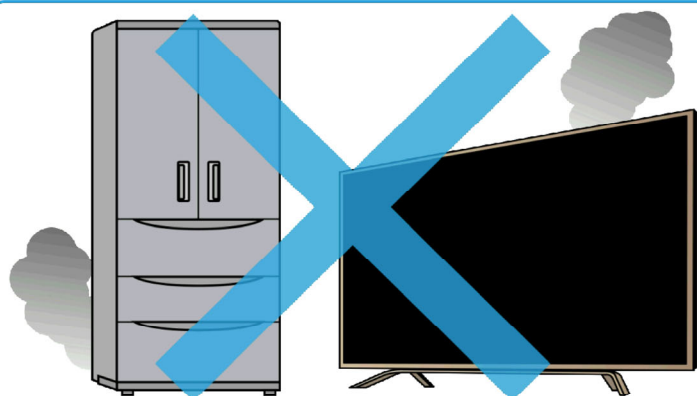
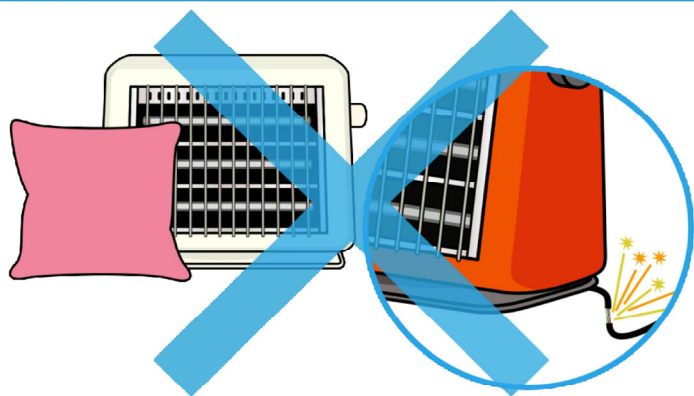
石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう



地震発生からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう

再通电後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう（煙、におい）



日頃からの対策

消防団や自主防災組織等へ参加しましょう

地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう



お問い合わせ先

通電火災対策

○通電火災とは

停電後、停電が復旧した際の再通電時に発生が懸念される火災をいう。

○主な要因

(地震発生時)

- ・ 転倒した家具の下敷きになり損傷した配線などに再通電し、発熱発火する。
- ・ 落下したカーテンや洗濯物といった可燃物がヒーターに接触した状態で再通電し、着火する。
- ・ 転倒したヒーターや照明器具（白熱灯など）が可燃物に接触した状態で再通電し、着火する。
- ・ 水槽が転倒し露出した観賞魚用ヒーターに再通電し、周囲の可燃物に着火する。
- ・ 再通電時に発生した電氣的火花により、漏れ出たガスに引火・爆発する。

(風水害発生時)

- ・ 家屋への浸水や雨漏りによる、電化製品の基板等の損傷により、再通電時にショートが生じ発火する。
- ・ コンセントに水分が付着し、再通電時にトラッキングが生じ発火する。

○主な対策

(日頃からの備え)

- ・ 感震ブレーカーの設置
- ・ 住宅用分電盤の機能充実
漏電ブレーカー：漏電を検知し電気の供給を遮断する機器
コード短絡保護機能：配線の損傷や短絡を検出し電気を自動で遮断する機能

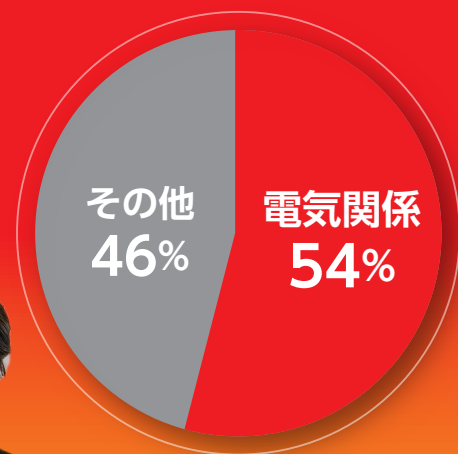
(停電時・避難時の対応)

- ・ 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
- ・ 停電中に自宅から離れる際は、ブレーカーを落とす。
※平時から忘れないよう、玄関ドアに「避難時ブレーカー断」等の表示をしておく。

(停電復旧時の対応)

- ・ 給電再開時は、浸水などにより電化製品が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電化製品を使用する。
- ・ 建物や電化製品等には外見上の損傷がなくとも、壁内の配線の損傷や電化製品内部の故障により、再通電後、長時間経過したのち火災に至ることがあるため、煙の発生やにおいなどの異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡する。
- ・ 浸水等により一度水に濡れた電化製品は使用しない。

今、備えよう。 大規模地震時における 電気火災対策



地震による火災の過半数は
電気が原因です。



過去の大地震では建物の倒壊だけでなく、火災の被害が多く発生しています。

東日本大震災による火災では、上のグラフのとおり、原因の特定されたもののうち過半数は電気に起因したものでした。

<認証マーク・推奨マーク>



電気火災対策には感震ブレーカーが効果的です。

感震ブレーカーは震度5強相当の地震を感知して、電気を自動で遮断します。

感震ブレーカーには分電盤タイプ（内蔵型）、分電盤タイプ（後付型）、コンセントタイプ、簡易タイプがあります。

性能評価を受けた製品には、認証マークや推奨マークが表示されています。商品を選ぶときの参考にしましょう。

また、感震ブレーカーの設置には自治体によって補助制度もありますので、ホームページ等を確認し、問い合わせてみましょう。

分電盤タイプ（内蔵型）

分電盤に感震遮断機能が内蔵されています。地震が発生し、大きな揺れを感知すると、ブザー音がなります。夜間の避難などを考慮し、すぐには電気を遮断しない機能を持つ機種もありますが、その場合には感知して一定時間後、ブレーカーが落ち、電源を遮断します。設置には電気工事が必要です。



分電盤タイプ（後付型）

既設の分電盤に後から設置できる後付型です。設置には電気工事が必要となります。また、分電盤の形状や種類によって、取付けが可能なものと不可能なものがあるので確認が必要です。



コンセントタイプ

内蔵されたセンサーが地震を感知するとコンセントからの電気を遮断します。電気が遮断されるのはこのコンセントに接続された家電のみですので、特に出火の危険性の高い電熱器具が接続されているコンセントを中心に設置すると効果的です。避難用の照明や在宅用医療器具等、地震時においても電力供給が必要な機器への電力供給を継続することができます。コンセントタイプには差込型の他に埋込型もあります。



簡易タイプ

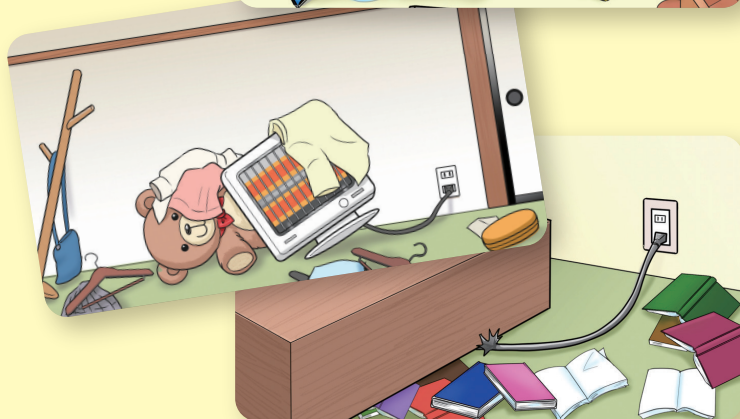
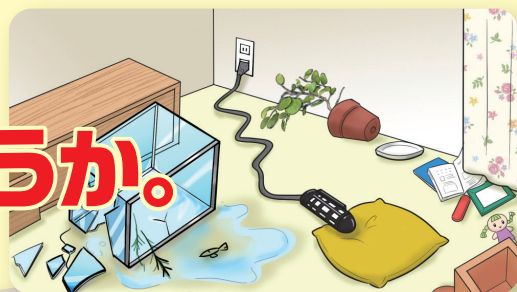
地震の振動で主幹ブレーカーをOFFに切り替えます。パネで動作するものや、おもりで動作するもの等があります。パネで動作するものは地震を感知すると、中のパネの力でパネが作動し、物理的に主幹ブレーカーをOFFにします。おもりで動作するものは、地震の振動でおもりが落ち、つながったひもで主幹ブレーカーをOFFにします。



どうして電気から火災が発生するのでしょうか。

地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことを言います。例えば以下の場合があります。

- 地震の揺れで電気ストーブが転倒したり、ストーブに落ちた洗濯物から出火する。
- 家具が転倒し、その下敷きで断線した電気コードがショートして出火する。
- 水槽が転倒し、水槽用のヒーターが燃える物に触れて出火する。



電気火災対策と合わせて取り組みましょう

建物の耐震化や家具の転倒防止に取り組む、暖房器具は耐震自動消火装置付のものにするといった対策や、自宅には住宅用火災警報器や消火器を備え、火が小さいうちは初期消火をするようにしましょう。

家具の転倒防止



消火器



耐震自動消火装置付



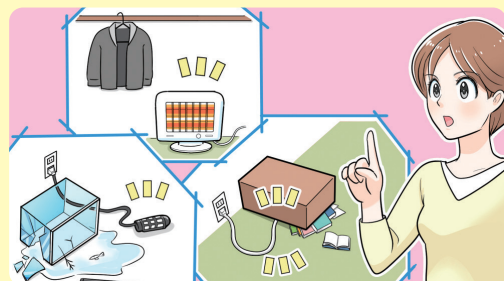
感震ブレーカー設置後は電気が止まっても困らないための対策を

感震ブレーカーが作動すると停電となります。夜間の避難に備えて、停電時に作動する足元灯や懐中電灯等の照明器具を常備し、照明を確保しましょう。また、自宅に医療用機器等を設置している場合は、停電に対処できるようにバックアップ電源を確保しましょう。



電気の使用を再開する際の注意点

揺れが収まった後に電気の使用を再開する際には、ガス漏れ等が発生していないことを十分に確認しましょう。機器の周囲に可燃物がないか、機器やコンセントに水がかかっていないかなど、建物内の電気製品の安全確認を行い、万一の出火に備えて消火器等を準備した上で復電しましょう。また、復電後は、焦げたにおい等の火災の兆候がないか十分に注意し、異常を感じた場合は電気の使用を中止してください。



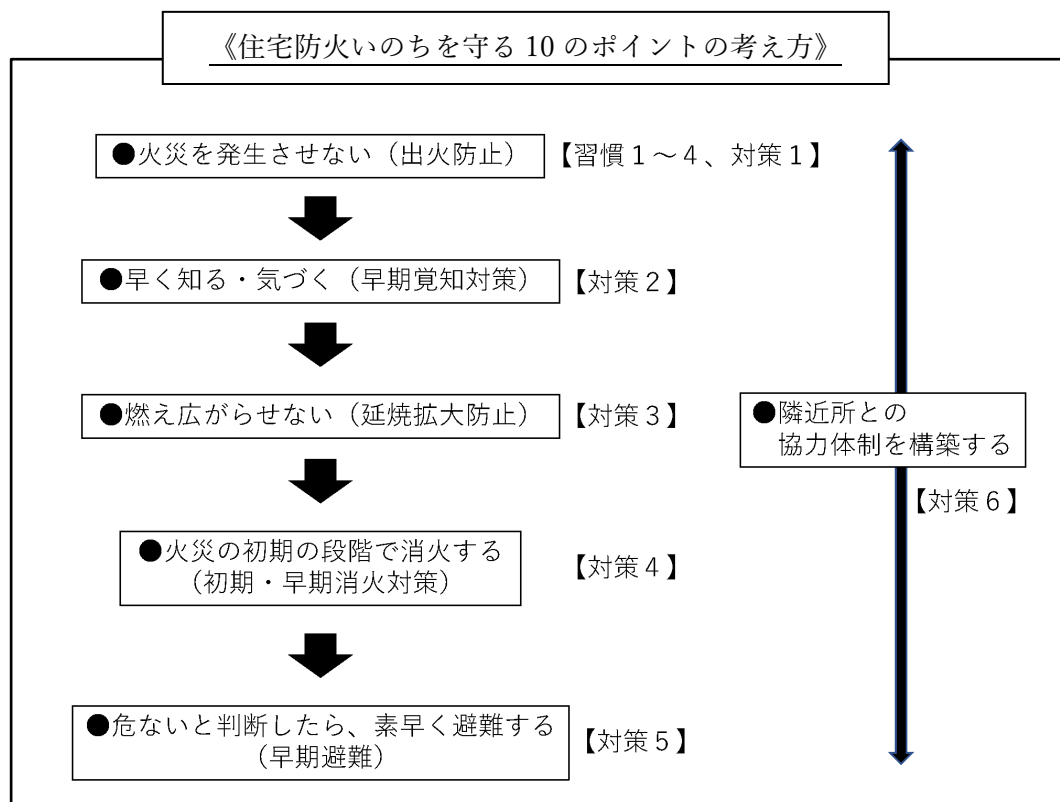
住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



グリス
フィルター

吸込み口

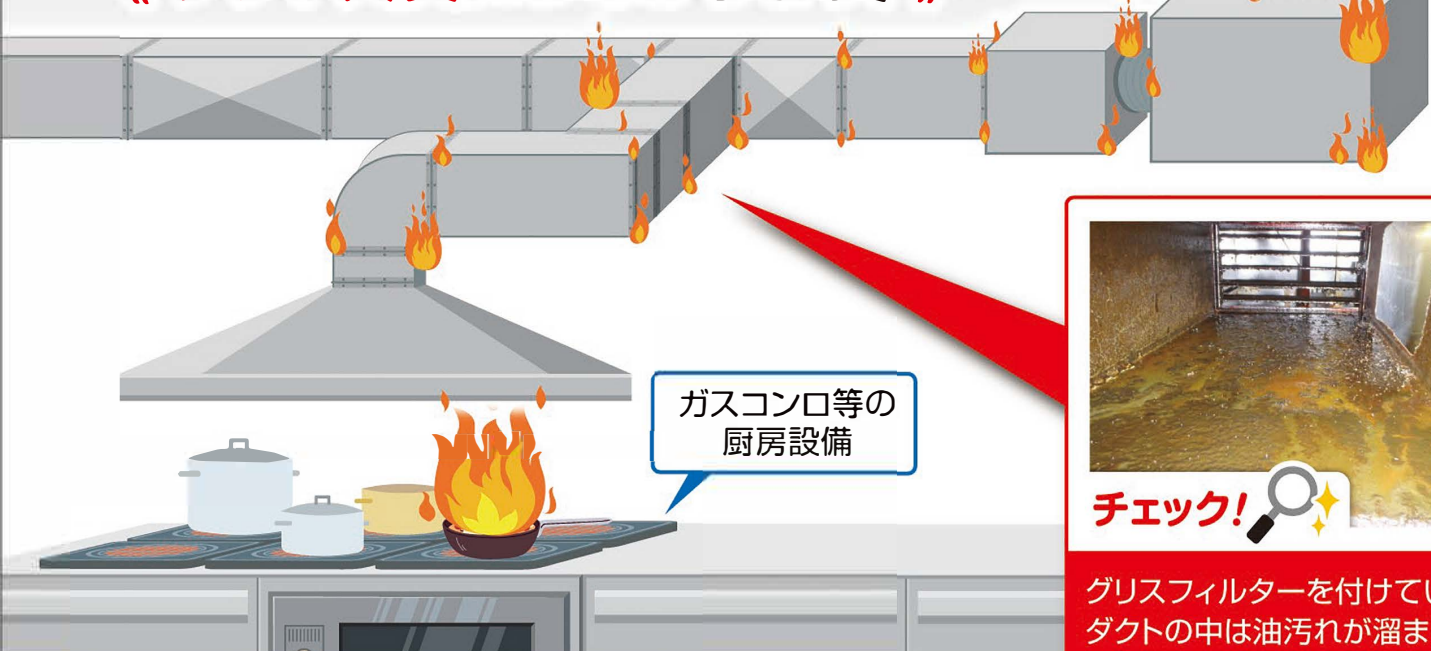
チェック!

あなたのお店の

厨房排気設備は 大丈夫?


飲食店火災が増えています!

ダクト火災になると消火するのは困難です

**ダクト内部の清掃不足は
ダクト火災につながります!**

 ガスコンロ等の
厨房設備


チェック!

 グリスフィルターを付けていても
ダクトの中は油汚れが溜まります

火災予防条例(例)

(第3条の4)

(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)

三 天蓋、グリス除去装置及び火災伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

四 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

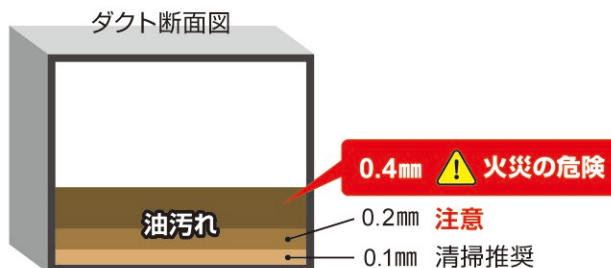

 一般社団法人
日本空調システムクリーニング協会

総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

清掃実施の判断基準

ダクトに油汚れが付着すると油の厚み0.2mmで防火機能を担うダンパーの作動に支障をきたす可能性があります。
さらに付着した油の厚み0.4mmの状態では火災が到達した場合に火災になった事例があります。清掃は0.1mmを推奨しています。



グリスフィルターを外して清掃時期を自己チェック！

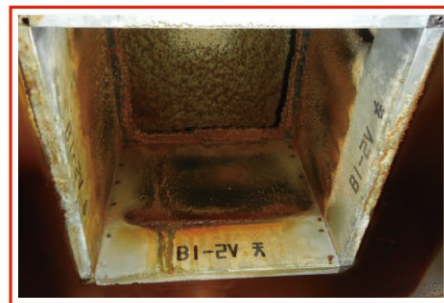
フード上部の吸込み口付近のダクト内部



0.1mm 清掃推奨

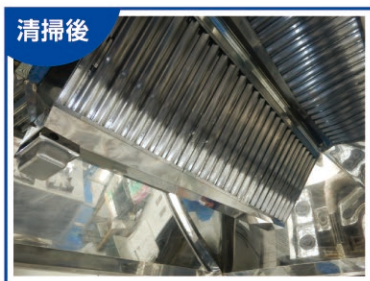
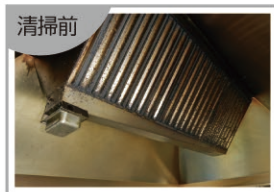


0.2mm 注意



0.4mm ⚠️ 火災の危険！

フード内 グリスフィルター



排気ダクト内部



※吸込み口の風速が弱いとダクトが冷却されず温度が上がってしまい火災になりやすいとのデータがあります。各吸込み口の風速は設計風量を下回らないようにご注意ください。

「厨房排気設備診断士」 資格制度



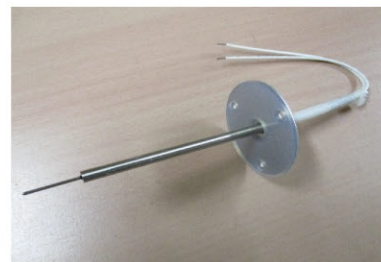
汚染診断及び清掃提案ができる専門的な知識と技術を兼ね備えています。是非ご相談ください。

※日本空調システムクリーニング協会でご紹介できます。

フード等用簡易自動消火 装置のメンテナンス



油汚れで固着すると正常な作動の妨げになります。こまめな清掃と点検をしましょう。



自動消火装置のセンサーは清掃が適さないため劣化汚染状況を点検して必要により交換しましょう。



一般社団法人
日本空調システムクリーニング協会

〒105-0004 東京都港区新橋1-12-9 新橋プレイス7階

TEL: 03-6274-6064 (受付時間 9:00~17:30)

FAX: 03-6274-6065 E-mail: info@jadca.jp

URL: https://www.jadca.jp/



ご連絡はこちらまで

リチウムイオン電池等による火災防止のための 啓発強化の取組について

リチウムイオン電池等による火災防止のための啓発強化の取組について



- 使用中・廃棄時におけるリチウムイオン電池等による火災防止を啓発するために、
9月～12月の4か月間を「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」の期間とし、
周知啓発の強化する。
- 4ヶ月間のうち、特に**11月を「リチウムイオン電池による火災防止月間」**とし、
周知啓発の一層の強化を図る。

【9月～12月の制定理由】

- ・夏のハンデイクランの使用および夏が終わり、ハンデイクランの廃棄が増えるタイミング。
- ・年末の大掃除を前に、リチウムイオン電池等の適切な処理の仕方の周知の必要性。

【11月の月間制定理由】

- ・一般社団法人 電池工業会が制定している「電池月間」（11月11日～12月12日）、
消防庁が例年11月に行っている「全国秋の火災予防運動」との連携。

具体的取組について

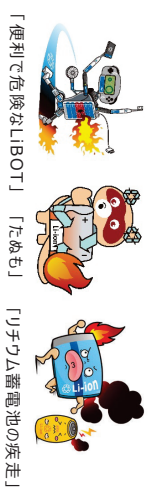


【具体的取組（予定）】

- リチウムイオン電池等の関する特設サイト開設
- リチウムイオン電池等の火災防止につながる周知啓発・回収・イベント等を実施する自治体・事業者等を募集し、LiBパートナーとして、特設サイトにて公表。（取組成果についても年度内に公表）
- LiBパートナーと連携した周知啓発の実施。（関係省庁・関係事業者・事業者団体等との連携）
- Jリーグとの連携協定を用いて、Jリーグの試合会場にてリチウムイオン電池等の啓発イベントを実施。
- 有名キャラクターとのコラボし、周知啓発を強化。【9月中旬公表～12月】
- シンポジウムの開催【11月予定】
- 11月中に開催のイベントに啓発ブース出展
- 環境省キヤクター※を用いた周知啓発。

※令和5年度環境省にて実施した「防ごう！火災！リチウム蓄電池等に起因する発火事故防止のためのデザイン・イラストコンクール（LiBコン！）入賞作品。

○その他、関係省庁・関係事業者・関係団体・自治体と連携した啓発強化を実施。



3

LiBパートナーについて



- 環境省とともにリチウムイオン電池等の火災防止につながる周知啓発等を実施してくれる自治体・事業者等をLiBパートナーとする。

募集する対象

- リチウムイオン電池に起因する火災防止のため様々な取組を実施している自治体・製造事業者
- リチウムイオン電池の処理事業者
- 火災防止設備を製造している事業者

等

対象となる取組

これまで実施もしくはこれから実施予定の以下のいずれかに該当する取組

- ① リチウムイオン電池等の適切な使用方法・排出方法に関すること
- ② リチウムイオン電池等の発煙・発火等の危険性に関すること
- ③ リチウムイオン電池等が発煙・発火等した際の対処方法に関すること
- ④ その他リチウムイオン電池等に関することで事務局が認めること